

東金アマチュア無線クラブ 定 款

(名 称)

第1条 本社团は、東金アマチュア無線クラブという。

(事務所)

第2条 本社团の事務所は、千葉県東金市東金1486-27番地、石井文義宅内に置く。

(目 的)

第3条 営利を目的としないでアマチュア無線の健全なる発達を図り、会員相互の友好を増進し、あわせて無線科学の向上と発展に貢献する。

(事 業)

第4条 本社团は、前条の目的を達成するための事業を行う。

- (1) アマチュア無線局の設置と運用
- (2) アマチュア無線についての調査研究
- (3) その他本社团の目的達成に必要な事業

(会員の種類と資格)

第5条 本社团の会員は、正員と準員の2種類とする。

- (1) 正員 アマチュア無線局の無線設備の操作を行うことが出来る無線従事者の資格を有す者
- (2) 準員 前項の資格者以外の者で、アマチュア無線技術に興味を有する者
- (3) 原則として東金市在住の者 (会員の住所移転は可)

(会員資格の喪失)

第6条 会員は、次の場合に資格を失う。

- (1) 会費の滞納 (9月末を経過した時)
- (2) 死亡
- (3) 電波法令に違反し、罰則の適用を受けた者

(会員の権利)

第7条

- (1) 本社团の設置するアマチュア無線局その他の設備を利用すること
- (2) 正員は総会の議決権を行使すること
- (3) 準員は総会において意見を述べること

(入 会)

第8条

- (1) 本社团の会員になろうとする者は、入会金を添えて書面をもって会長に届け出ること
- (2) 年度内に再入会する場合は、入会金を免除する

(会員の脱会)

第9条 会員が本社团から脱会しようとする時は、書面をもって会長に届け出ること
なお、会費未納者は脱会月までの会費を納入すること

(会 費)

第10条 会員は次の会費を納入しなければならない

- (1) 入会金 1,000円
- (2) 会 費 年額3,000円 家族及び学生は半額とする
- (3) 会費納入は年1回とし、9月末までとする

(会費の返納)

第11条 会員が第6条及び第9条に該当した時、すでに納入した会費は返納しない

(役 員)

第12条 本社团には次の役員を置く

- (1) 理事 11名
- (2) 監事 2名
- (3) 顧問 若干名

(役員を選出)

第13条 本社团の役員を選出は次のとおりとする

- (1) 理事と監事は正員の中から選任する
- (2) 会長及び副会長は理事の中から選任する
- (3) 会計は理事の中から選任する

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし再任は妨げない

(役員業務)

第15条 役員は次の業務を行う

- (1) 会長は本社团を代表し、業務を掌握統括する
- (2) 副会長は会長不在の場合、会長の業務を代行する
- (3) 理事は会長を補佐し、本社团の業務を執行する
- (4) 監事は、会計及び理事の職務を監査する

(理事会)

第16条 理事会は会長が招集し、本社团の業務の執行に必要な事項を決める

(総 会)

第17条 総会は通常総会と臨時総会とする

- (1) 通常総会は毎年1回会長が招集する
- (2) 臨時総会は理事会または正員の2分の1以上から理由を付して要求のあった時に開催する

(議決方法)

第18条 総会・理事会の決議は出席者の過半数をもって行い、可否同数の時は、議長の決するところとする

(総会の議事)

第19条 総会に付議する事項は次のとおりとする

- (1) 事業計画、予算、決算
- (2) 定款の変更
- (3) 会員または重要な財産の得喪変更

- (4) 解散
- (5) その他

(資 産)

第20条 本団体の資産は、設立当初の寄付財産、会費、寄付金その他の収入とする
(会計年度)

第21条 本団体の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする
(届 出)

第22条 会長は次のことを行う

- (1) 構成員(正員)に変更があった時は、速やかに関東総合通信局長に届け出ること
- (2) この定款または理事について変更しようとする時は、あらかじめ関東総合通信局長に届け出ること

付 則

第4条の(3)に関し、専門部を置くことができる
本定款は、昭和50年11月23日 から適用する

一部改正 昭和56年 4月19日 総会承認

一部改正 昭和61年 6月14日 総会承認

一部改正 平成 2年 6月23日 総会承認

一部改正 平成 9年 6月14日 総会承認

一部改正 平成11年 6月29日 総会承認

第12条一部改正 令和4年 6月11日 総会承認

第2条一部改正 令和4年11月12日 総会承認

慶 弔 規 定

東金アマチュア無線クラブの慶弔規定を次のとおり定める

- (1) 会員が結婚する時・・・祝電をおくる
- (2) 会員もしくは、会員の家族に弔事があった時、下記により弔慰金等をおくる
会員死亡の場合・・・金5千円と花環、または1万円とし、併せて弔電をおくる
会員の実父母及び同居家族(同一敷地)が死亡した場合・・・金5千円
または花環をおくる
- (3) 特に必要が生じた場合は、役員会において決定するものとする

付則

本規定は、平成 6年 5月21日から適用する

一部改正 平成13年 6月 9日 総会承認

一部改正 平成16年 6月12日 総会承認